別添

# 情報照会手続の実施に当たっての
# 基 本 的 な 考 え 方 等 に つ い て

# 凡　　例

この事務運営指針において使用している略称及び略語の意義は、次のとおりである。

| | |
|---|---|
| 事業者等への協力要請…… | 国税通則法第 74 条の 12 第１項に規定する要請 |
| 特定事業者等への報告の求め… | 国税通則法第 74 条の７の２第１項に規定する報告の求め |
| 特定取引…… | 国税通則法第 74 条の７の２第３項第２号に規定する取引 |
| 特定事業者等…… | 特定取引の相手方となり、又は特定取引の場を提供する事業者（特別の法律により設立された法人を含む。）又は官公署 |
| 事業者等…… | 事業者（特別の法律により設立された法人を含む。）又は官公署 |
| 個人情報保護法…… | 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号） |

目　　次

第１章　基本的な考え方 ･････････････････････････････････････････････････ 1

第２章　事業者等への協力要請
　　１　基本的な事務手続 ･････････････････････････････････････････････ 1
　　２　個人情報保護法等との関係 ･････････････････････････････････････ 1

第３章　特定事業者等への報告の求め
　　１　基本的な事務手続 ･････････････････････････････････････････････ 1
　　２　行使要件の判定における留意事項 ･･････････････････････････････ 3
　　３　行使における留意事項 ･････････････････････････････････････････ 3

## 第１章　基本的な考え方

平成 31 年３月に国税通則法の一部が改正（令和２年１月１日施行）され、適正公平な課税を実現するため、従来から事業者の協力を得て実施されていた任意の情報提供依頼に係る権限が法令上明確化されたとともに、新たな情報照会のための手続が整備されたところである（「事業者等への協力要請」及び「特定事業者等への報告の求め」）。

今後の資料収集事務の実施に当たっては、情報収集先の事業者等の事務負担に十分配慮しつつ、法令等に基づき厳正かつ的確に実施する。

## 第２章　事業者等への協力要請

### １　基本的な事務手続

事業者等への協力要請を行うに当たっては、国税に関する調査について必要があるときに、その調査に関し参考となるべき資料情報に限って行うこととし、その要請に当たっては、相手先の事務負担に十分に配慮する。

なお、事業者等への協力要請は調査の対象者（納税義務者等）が特定されていることを前提としたものではない。

### ２　個人情報保護法等との関係

事業者等への協力要請については、令和元年度税制改正に伴い、国税通則法第 74 条の 12 第１項に根拠規定が明文化されたことにより、個人情報保護法第 18 条第３項第１号及び第 27 条第１項第１号における「法令に基づく場合」に該当し、個人情報保護法上の制限の対象外となることが明確化されたことから、要請に当たっては個人情報取扱事業者に対してかかる事項を適切に説明しつつ、協力を要請する。

なお、官公署への協力要請については、個人情報保護法第 69 条第２項第３号における「法令の定める事務又は業務の遂行」及び「相当の理由がある」場合に該当し、保有個人情報の利用及び提供の制限の対象外となることから、官公署に対してもその旨を適切に説明しつつ、協力を要請する。

## 第３章　特定事業者等への報告の求め

### １　基本的な事務手続

特定事業者等への報告の求めは、「事業者等への協力要請」を行ったにもかかわらず、事業者等が要請に応じない場合に、必要な資料情報を適切に収集するために行使する。

なお、相手方となる特定事業者等の事務負担への配慮や制度の慎重な運用を図る観点から、特定事業者等に対して報告を求めることができる場合及び収集できる情報は限定されていることに留意するとともに、行使に当たっては特定事業者等による不服申立て等も可能であることを教示する。

⑴　対象となる特定事業者等

対象となる特定事業者等とは、事業者及び官公署をいい、また、事業者には、商業、工業、金融業、鉱業、農業、林業、水産業等あらゆる事業を行う者が含まれ、その行う事業が営利・非営利であるかの別は問わない。

⑵　行使要件

特定事業者等に対して報告を求めることができるのは、以下イ～ホの全ての要件を満たす場合とする。

イ　収集手段の補充性

照会対象となる情報について、他の方法による収集が困難であること。

よって、法定調書や事業者等への協力要請等により対象情報を確認・入手できる場合は、要件を満たさないこととなることに留意する。

ロ　申告漏れの可能性

報告対象となる取引（特定取引）が、以下の①～③のいずれかに該当する場合であること。

①　国税通則法第 74 条の７の２第２項第１号に該当する事案

特定取引と同種の取引を行う者に対する国税に関する過去の調査において、当該取引に係る課税標準が年間 1,000 万円を超える者のうち半数を超える数の者において、当該取引に係る課税標準について申告漏れが認められている場合

②　国税通則法第 74 条の７の２第２項第２号に該当する事案

特定取引に係る物品又は役務を用いることにより、国税の申告漏れを生じさせることが推測される場合

③　国税通則法第 74 条の７の２第２項第３号に該当する事案

特定取引が、経済的必要性の観点から見て通常であればとられないような不合理な取引形態であることにより、国税の申告漏れを生じさせることが推測される場合

ハ　報告対象の特定可能性

報告対象となる特定取引を行う者の範囲を特定事業者等が特定できること。

ニ　報告目的の正当性

国税に関する調査について必要があることから行われるものであること。

ホ　特定事業者等の事務負担に配慮

求める情報の範囲や回答期限の設定に当たり、相手方の事務負担に十分に配慮していること。

⑶　照会できる情報

特定事業者等に照会できる情報は、①対象者の氏名（又は名称）、②住所（又は居所）及び③番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第２条第５項（定義）に規定する個人番

号又は同条第 16 項に規定する法人番号）となる。

なお、いずれも特定事業者等が保有している情報に限られることに留意する。

## ２　行使要件の判定における留意事項

⑴　国税に関する過去の調査

国税通則法第 74 条の７の２第２項第１号の該当性の判断に当たっては、原則として、６か月以上の期間における全国の調査事例に基づき行う。

⑵　更正決定等をすべきと認められている場合

国税通則法第 74 条の７の２第２項第１号に規定されている「更正決定等をすべきと認められている場合」とは、特定事業者等との取引に係る課税標準の非違金額が 20 万円を超えるものを対象とする。

## ３　行使における留意事項

特定事業者等への報告の求めを行使する際は、事前に特定事業者等が保有している情報及びその管理方法の十分な確認を行い、特定事業者等への事務負担にも配慮する。